

# 《令和3年8月からの高額介護（介護予防）サービス費について》

令和3年8月利用分からは「現役並み所得相当」である方の区分が細分化されます。

## 自己負担の限度額（月額）

[令和3年7月まで]

区分	限度額
現役並み所得相当の方 （課税所得145万円以上）	44,400円（世帯）
住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢福祉年金受給者の方</li> <li>・ 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等</li> </ul>	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

[令和3年8月から]

区分	限度額
課税所得690万円以上の方	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円（世帯）
課税所得145万円以上380万円未満の方	44,400円（世帯）
上記以外の 住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢福祉年金受給者の方</li> <li>・ 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等</li> </ul>	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

